

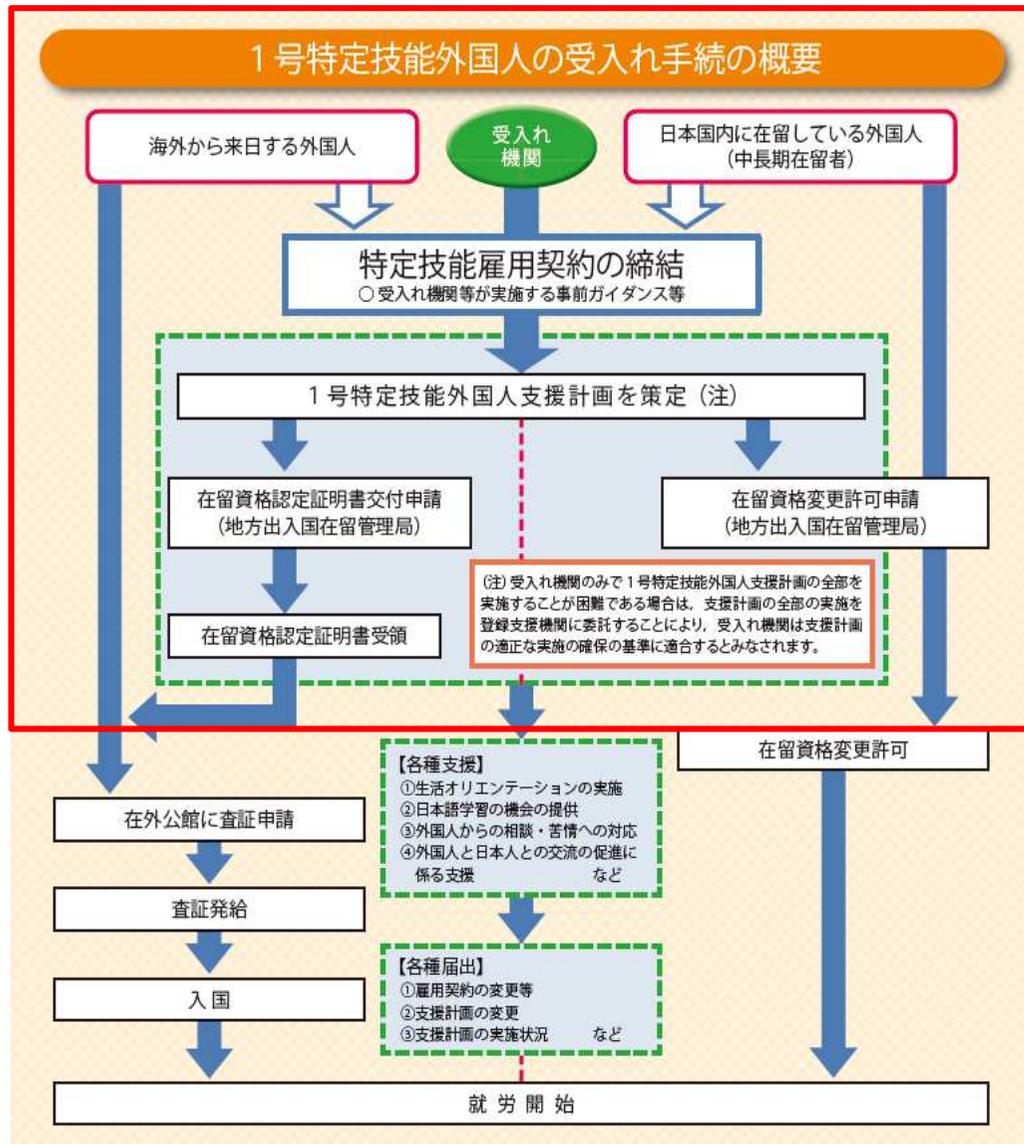
特定技能受入手続（説明資料）

外国人材受入ノウハウ動画

令和3年3月18日

1

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要



この動画では、主に
枠内の箇所について
説明をしています。

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要は、
次のとおりです。
出入国在留管理庁「リーフレット(受入れ機関向け)」
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004039.pdf>

1 募集・採用活動の留意点

ア 外国人材受入の考え方

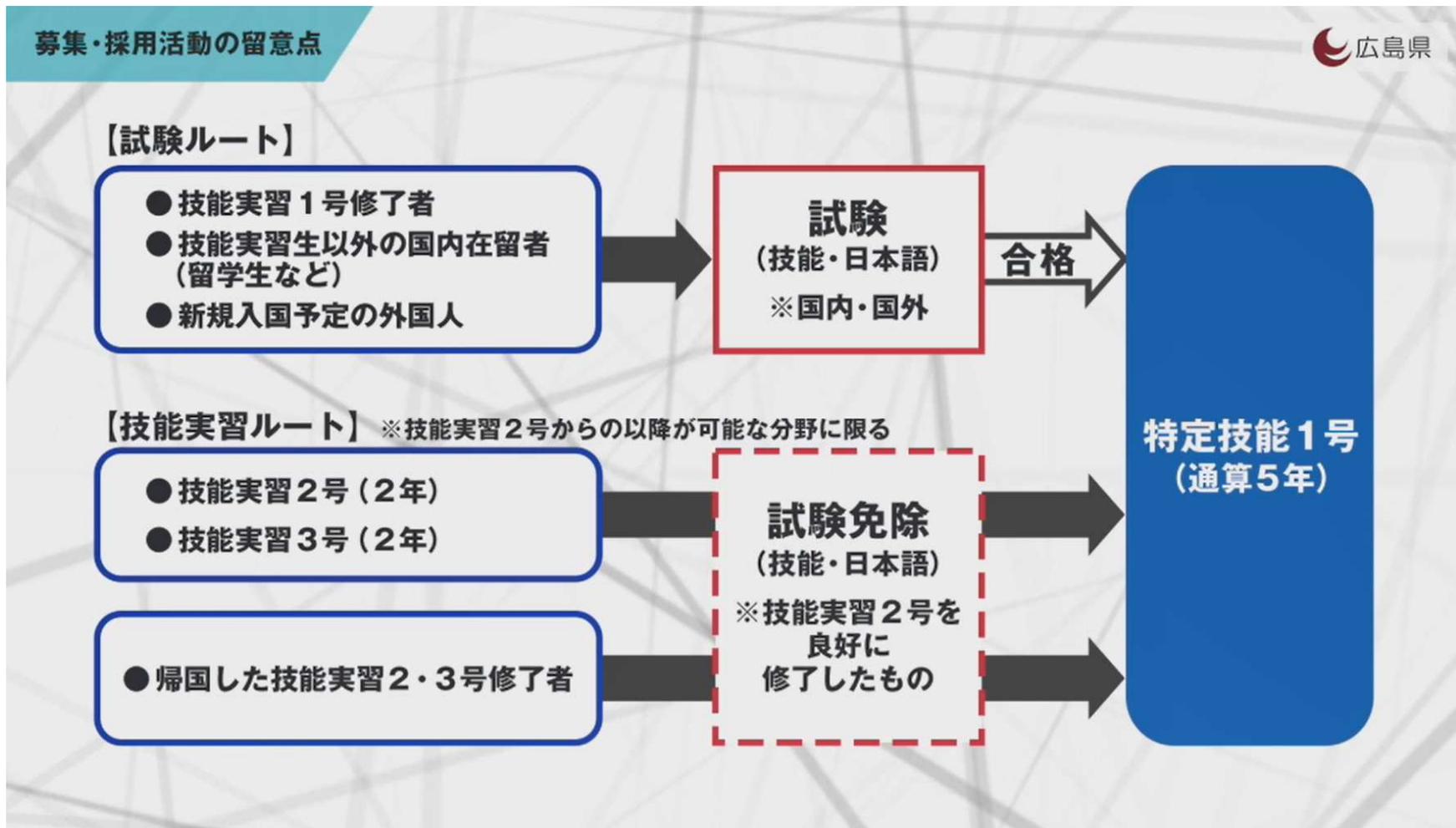


- 外国人を低コストの労働力と考えることには留意が必要です。
- 外国人材を雇用した場合も労働関係法規の適用があることや、住居の確保や文化等の違いへの配慮、コミュニケーションの対応などのコストや労力が必要となる点などにも留意が必要です。
- また、技能実習は労働力確保を目的とした制度ではないことにも改めて留意する必要があります。
- 外国人材の雇用の目的を十分、確認・整理し、受入体制の整備に向けて、会社全体で理解し、共有することが重要です。
- 外国人材を雇用することにより、
 - ・これまでとは異なる価値観に触発された社内の活性化
 - ・グローバル化への対応 など、会社全体へのポジティブな影響が生じることが期待されます。

1 募集・採用活動の留意点

イ 特定技能外国人の受入ルート

特定技能外国人の受入ルートには、「試験ルート」と「技能実習2号を良好に修了した外国人からの移行ルート」があります。



1 募集・採用活動の留意点

ウ 募集方法・媒体のメリット・デメリット

特定技能外国人の募集方法は次の方法などが考えられます。

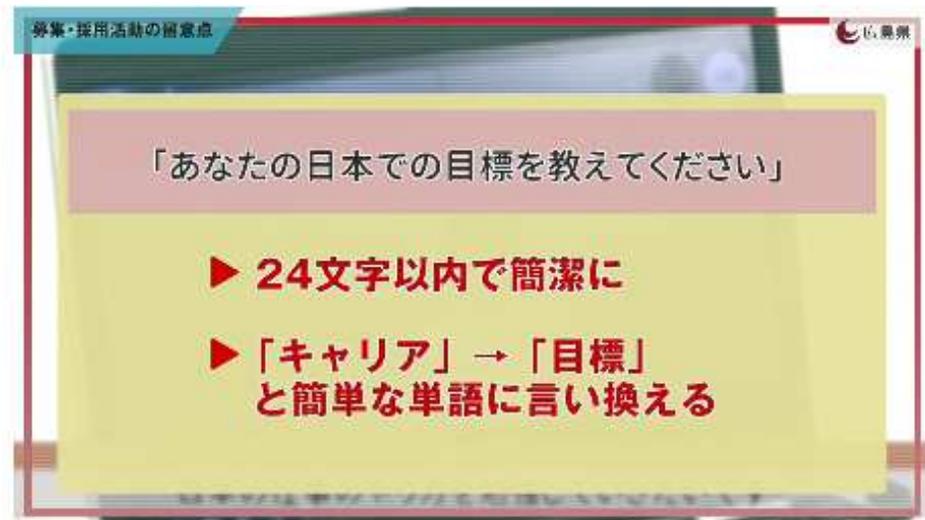
日本人の募集とは異なる方法の活用も考えられます。適した方法の検討の参考としてください。

募集・採用活動の留意点		広島県	
メリット・デメリットの検討一例			
求人情報掲載 採用メディア	メリット	デメリット	
自社HP	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報掲載の経費負担が小さい ● 自社に対する関心の高い人からの応募が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社に対する関心の低い人の応募は期待できない 	
SNS	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報掲載の経費負担が小さい ● 求人情報掲載が随時可能 ● 海外にいる外国人とも双方向でコミュニケーションをとることができる ● 特定技能に特化したコミュニティグループが存在するSNSもある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語のみの発信では情報が届く相手に限られる 	
ハローワーク 外国人雇用 サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報掲載の経費負担がない ● 多くの求職者に情報が届く 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場の写真の掲載など、労働条件以外の情報掲載に限りがある 	
求人情報サイト	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場の写真の掲載など、労働条件以外の情報を掲載することができる ● 特定技能に特化したサイトもある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報掲載等の経費負担がある ● 期待する成果を得られるサイトを探す必要がある 	
人材紹介会社	<ul style="list-style-type: none"> ● 求めるスキルを持った人材を紹介してくれる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 採用に係る経費負担がある ● 期待する成果を得られる会社を探す必要がある 	
マッチングイベント	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの求職者と直接コミュニケーションをとることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主催者によっては経費負担がある ● 開催回数が限定的 	

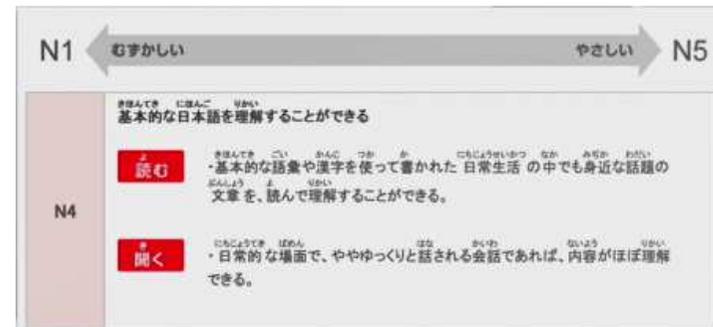
1 募集・採用活動の留意点

エ 面接での留意点

（簡単な日本語での質問，外国人材側の日本語会話能力の確認）



- 特定技能外国人の場合，求められる日本語能力は日本語能力試験（Japanese-Language Proficiency Test）のN4レベルです。
- 簡単な日本語で，答えやすいよう具体的に質問しましょう。



- 外国人材が日本語能力試験の何級の認定を取得しているかを確認するのみではなく，面接全体を通じて，現時点での日本語能力，特に会話能力の確認をすることも重要です。
- 外国人の面接に限ったことではありませんが，必ず行う質問内容や，自社における評価基準などの面接時の留意点をまとめたチェックリストを準備することも良いでしょう。

2 技能実習2号・3号修了者から特定技能への移行

ア 移行可能職種・作業の概要



○ 技能実習から特定技能へ移行できる職種・作業は、現在、出入国在留管理庁のウェブページに掲載されています。

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1/4)

1 農業関係(12職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
圃場農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	養牛	
	養馬	

2 漁業関係(12職種10作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	押し網漁業	
	定置網漁業	
かにスびかご漁業		
養殖業	神安網漁業	漁業(養殖業)
養殖業	ほたてがいまがき養殖	

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
大工	パーカッション式さく井工事	建設(建設大工)
	ロータリー式さく井工事	
建築板金	タテ板金	建設(建築板金)
	内外装板金	
冷凍空調設備機器施工	冷凍空調設備機器施工	建設(建設大工)
	器具製作	
建築大工	大工工事	建設(建設大工)
	留付施工	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(鉄筋施工)
	とび	
石材施工	とび	建設(とび)
	石材加工	
タイル張り	石張り	建設(タイル張り)
	タイル張り	
かわらぶき	かわらぶき	建設(屋根ふき)
	瓦葺	
配管	建築配管	建設(配管)
	プラント配管	
保冷保熱施工	保冷保熱工事	建設(保冷保熱)
	保冷保熱工事	
内装仕上げ施工	フタチツク系床仕上げ工事	建設(内装仕上げ)
	カーペット系床仕上げ工事	
	鋼製下地工事	
	ボード仕上げ工事	
	カーテン工事	
サッシ施工	サッシ用サッシ施工	建設(サッシ)
	サッシ用サッシ施工	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)
	コンクリート圧送工事	
フェルトポイント施工	フェルトポイント工事	建設(フェルトポイント)
	フェルトポイント工事	
建設機械施工	製鉄	建設(建設機械)
	採土・整地	
	積込み	
	掘削	
	掘削的	
掘削	掘削	

○ 次のURLのP38以降の「技能実習2号」移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について」をご参照ください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>

2 技能実習2号・3号修了者から特定技能への移行

イ 移行による受入のメリット

技能実習2号・3号を良好に修了した外国人材が、特定技能1号により同一の企業に勤務するという移行ができれば、外国人材・受入れ企業にとって、それぞれ次のようなメリットが考えられます。

- 外国人材
 - ・技能実習の経験を活かして、最長5年間日本で働くことができる。
- 受入れ企業
 - ・人数制限の枠なく(介護分野、建設分野除く。)人材を確保できる。
 - ・技能実習と異なり、限定的な作業への従事のみではなく、その業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することが差し支えなくなる。^{注1}
 - ・自社で育成された外国人材の技能の向上が期待できる。

注1 各産業分野の運用要領別冊では、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されると記載されています。
(専ら関連業務に従事することは認められません)

○ 飲食料品製造業分野(例)

特定技能外国人が 従事する業務区分	想定される関連業務
・飲食料品製造全般 (飲食料品(酒類を除く。))の 製造, 加工, 安全衛生) 〔1試験区分〕	・原料の調達・受入れ ・製品の納品 ・清掃 ・事業所の管理の作業

○ 造船・船用工業分野(例)

特定技能外国人が 従事する業務区分	想定される関連業務
・溶接 ・塗装 ・鉄鋼 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器 〔6試験区分〕	・読図作業, ・作業工程管理 ・機器・装置・工具の保守管理 ・検査(外観, 寸法, 材質, 強度, 非破壊, 耐圧気密等) など

詳細は、次のURLに掲載されている各産業分野ごとの運用要領別冊をご参照ください。

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00201.html

2 技能実習2号・3号修了者から特定技能への移行

ウ 職場環境づくり（評価・待遇）の重要性



○ 外国人材の受入れ後の職場においては、適切な労務管理、文化・習慣の違いへの対応、言葉によるコミュニケーションの円滑化などが取り組むべき課題となることが想定されます。

○ それぞれへの対応が相まって、受け入れた外国人が貴重な戦力として活躍できるよう、職場環境の整備に取り組むことが重要と考えられます。

○ 実際の事例として、次のような取組みを実施している企業もあります。

- ・給与制度変更の取組みとして、「日本語能力試験合格に対し資格手当を支給」
- ・職場定着支援の取組みとして、「メンター制度を導入」

また、職場環境づくり(評価・待遇)の重要性については、

「外国人材受入れに失敗しないためのガイドブック」

第3章4「受入れ後の課題解決に向けたヒント～受入れ企業の取組事例」において、企業が抱える課題とそれに対する取組みの実例を紹介していますので、ご参照ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/foreigner-emp/guidebook.html>

○ また、厚生労働省が、令和2年度から外国人労働者の職場定着に取り組む事業者に対して助成金を支給する「人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コース」を設けていますので、こちらの活用もご検討ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ

外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

趣旨

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

支給額

生産性要件（※）を満たした場合	生産性要件（※）を満たしていない場合
支給対象経費の2/3 (上限額72万円)	支給対象経費の1/2 (上限額57万円)

※ 生産性要件については、厚生労働省HPをご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

対象となる経費 「支給対象経費」は、以下の経費を対象とします。

- ① 通訳費
- ② 翻訳機器導入費 (上限10万円)
- ③ 翻訳料
- ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料
(外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る)
- ⑤ 社内標識類の設置・改修費 (多言語の標識類に限る)

具体的な取組 (就労環境整備措置)

2 技能実習2号・3号修了者から特定技能への移行

エ 県内の技能実習生の就労意向（令和元年度実施調査結果）

② 技能実習終了後の就労意向

設問：技能実習が終わったあとに、日本で働くことについて聞きます。

① あなたは、技能実習が終わったあとも、日本で働きたいですか？（1つだけ選択）

「できれば働きたい」が81.4%で、80%以上の技能実習生が技能実習終了後も継続して日本での就労意向がある結果となった。

出身国別にみると、ベトナム、フィリピン、インドネシア、その他の国の出身者では「できれば働きたい」が約80%~90%、中国出身者では約70%という結果となった。

	サンプル数	できれば働きた	働きたくない
上段:実数, 下段:%			
全体	1,277	1,040	237
	100.0	81.4	18.6
ベトナム	482	421	61
	100.0	87.3	12.7
中国	487	337	150
	100.0	69.2	30.8
フィリピン	144	141	3
	100.0	97.9	2.1
インドネシア	101	84	17
	100.0	83.2	16.8
その他	55	51	4
	100.0	92.7	7.3

【現在の業種と希望業種】

今後日本で就業を継続する際の希望業種については、約70%の技能実習生が、現在の実習先と同じ分野の業種で就労を希望する結果となった。特に、「製造業（繊維・衣服）」、「製造業（食品）」、「製造業（造船）」では、現在の実習先と同じ分野での就労を希望する者の割合がそれぞれ80%以上と高い傾向となった。

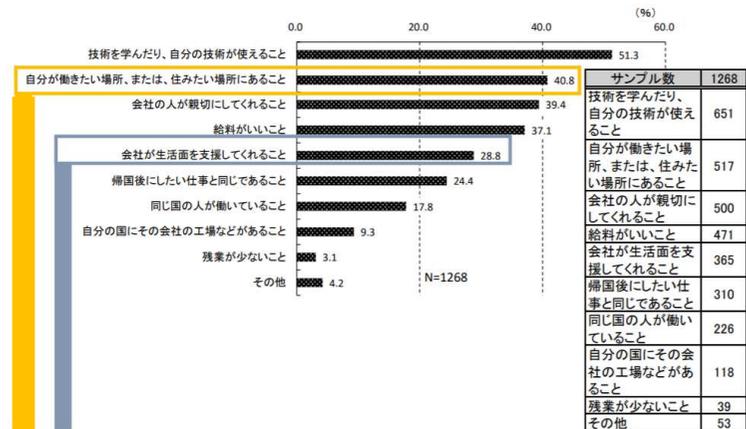
上段:実数, 下段:%	サンプル数	今後就労する場合の希望業種																	現在と同業種率への
		農業	漁業	建設業	製造業(繊維・衣服)	製造業(食品)	製造業(機械・金属)	製造業(電気・電子関連)	製造業(造船)	製造業(自動車関係)	製造業(その他)	小売業	宿泊業	外食業	介護	グビクリーニン	その他のサービス	その他	
1,276	91	25	74	263	346	220	222	313	70	104	39	215	81	13	48	60	898		
100.0	7.1	2.0	5.8	20.6	27.1	17.2	16.3	24.5	5.5	8.2	3.1	16.8	6.3	1.0	3.8	4.7	70.4		
45	33	0	1	3	12	2	5	0	5	2	4	2	10	3	2	0	4	33	
100.0	73.3	0.0	2.2	6.7	26.7	4.4	11.1	0.0	11.1	4.4	8.8	4.4	22.2	6.7	4.4	0.0	8.9	73.3	
14	2	4	0	7	1	1	2	1	0	1	0	1	0	2	1	0	4		
100.0	14.3	28.6	0.0	50.0	7.1	7.1	14.3	7.1	0.0	7.1	0.0	7.1	0.0	14.3	7.1	0.0	28.6		
87	8	2	52	2	20	11	31	3	23	6	3	3	6	1	0	3	1	52	
100.0	9.2	2.3	59.8	2.3	23.0	12.6	35.6	3.4	26.4	6.9	3.4	3.4	6.9	1.1	0.0	3.4	1.1	59.8	
230	7	4	3	198	46	5	10	2	8	9	17	1	41	18	2	4	3	199	
100.0	3.0	1.7	1.3	86.5	20.0	2.2	4.3	0.9	3.5	3.9	7.4	0.4	17.8	7.8	0.9	1.7	1.3	86.5	
173	12	5	2	15	142	7	37	5	21	5	21	7	53	13	4	10	9	142	
100.0	6.9	2.9	1.2	8.7	82.1	4.0	21.4	2.9	12.1	2.9	12.1	4.0	30.6	7.5	2.3	5.8	5.2	82.1	
172	4	2	6	7	24	133	26	43	14	11	7	18	5	2	4	4	133		
100.0	2.9	1.2	3.5	4.1	14.0	77.3	16.3	15.1	23.0	8.1	6.4	4.1	10.5	2.9	1.2	2.3	2.3	77.3	
186	11	6	9	3	11	34	24	172	45	11	3	6	3	0	1	4	0	172	
100.0	5.9	3.2	4.8	1.6	5.9	18.3	12.9	92.5	24.2	5.9	1.6	3.2	1.6	0.0	0.5	2.2	0.0	92.5	
213	8	1	0	12	51	15	36	0	145	7	37	9	52	15	0	11	10	145	
100.0	3.8	0.5	0.0	5.6	23.9	7.0	16.9	0.0	68.1	3.3	17.4	4.2	24.4	7.0	0.0	5.2	4.7	68.1	
18	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
18	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	18	0	0	0	18	
100.0	22.2	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	5.6	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
127	1	1	0	11	34	11	32	12	18	16	7	2	28	8	0	9	29		
100.0	0.8	0.8	0.0	8.7	26.8	8.7	25.2	9.4	14.2	12.6	5.5	1.6	22.0	6.3	0.0	7.1	22.8		

⑤ 働く企業を選ぶ際に重視する条件と、希望する就労・居住地域

設問：技能実習が終わったあとに、日本で働くことについて聞きます。

⑤ 働く会社を選ぶときは、何が大事ですか？（3つまで複数回答可）

「技術を学んだり、自分の技術が使えること」が51.3%で最も高く、次いで「自分が働きたい場所、または、住みたい場所にあること」が40.8%、「会社の人が親切にしてくれること」が39.4%と、給料以外の条件が上位3項目を占めた。



【希望する就労・居住地域】（「自分が働きたい場所、または、住みたい場所にあること」選択者のみ）

働く会社の選択基準について「自分が働きたい場所、または、住みたい場所にあること」を選択した回答者に希望する地域をたずねたところ、「広島県内」が57.0%で、東京・大阪を抑えた。

出身国別にみると、ベトナム、フィリピン、インドネシア、その他の国の出身者で「広島県内」が最も高いが、中国では「東京」が43.4%と、わずかな差で最も高い結果となった。

上段:実数, 下段:%	サンプル数	広島県内	東京	大阪	その他
全体	509	290	160	52	7
	100.0	57.0	31.4	10.2	1.4
ベトナム	185	120	46	18	1
	100.0	64.9	24.9	9.7	0.5
中国	226	96	98	28	4
	100.0	42.5	43.4	12.4	1.8
フィリピン	52	36	12	2	2
	100.0	69.2	23.1	3.8	3.8
インドネシア	26	23	2	1	0
	100.0	88.5	7.7	3.8	0.0
その他	19	14	2	3	0
	100.0	73.7	10.5	15.8	0.0

3 採用決定後の事務手続

ア 広島県行政書士会相談窓口



○ 広島県行政書士会HP
<https://www.hiroshima-kai.org/index.html>

○ 外国人材受け入れに関する無料電話相談
受付電話番号

082-249-2480

外国人材受け入れに関する無料電話相談について

広島県行政書士会では、外国人材受け入れに関する相談に常時対応しています。在留資格制度「特定技能」「技能実習」の活用に関する一般的な相談について、行政書士が無料で相談に応じます。なお、相談や依頼の内容により、無料相談では応じられない場合がありますので、ご相談の際には必ずご確認ください。

受付電話番号 082-249-2480

広島県行政書士会事務局あて

受付時間：10時～16時（土・日曜日、休日を除く）

※外国人材受け入れに関する相談とお申し出ください。追って相談担当行政書士からお電話させていただき、相談を受けさせていただきます。

国際業務に関すること



1. 就業ビザの手続きについて知りたい。
2. 海外からの外国人を招へいしたい。
3. 外国人雇用のアドバイスが欲しい。
4. 研修生を呼びたい。
5. 留学生を受け入れたい。
6. ビザの更新・変更をしたい。
7. 永住権を取りたい。
8. 帰化をして日本人になりたい。
9. 国際結婚・国際離婚の手続きについて知りたい。

3 採用決定後の事務手続

イ 受入のための企業側の要件や特徴的な手続（支援計画，分野別協議会，送出国が定める手続等）

支援計画の概要①

ポイント

○ 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。
※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

・受入れ機関は、在留申請（※）に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（14ページ参照）の実施内容・方法等
・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（15ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

13

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国時の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・住宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



14

○ 1号特定技能外国人を受け入れる企業等は、特定技能外国人に対して、職業生活、日常生活、社会生活上の支援計画を作成し、実行する必要があります。

○ 審査が詳細に行われますので、法律の要件を満たした支援体制を整えたうえで記入しましょう。

○ なお、支援計画の実施にあたっては、登録支援機関へ委託することも可能です。

○ 1号特定技能外国人支援計画の基準等の詳細については、出入国在留管理庁が公表している「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」に掲載されていますので、ご参照ください。

法務省「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004553.pdf>

3 採用決定後の事務手続

イ 受入のための企業側の要件や特徴的な手続（支援計画，分野別協議会，送出国が定める手続等）

特定技能における分野別の協議会について



ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知，法令遵守の啓発のほか，地域ごとの人手不足の状況を把握し，必要に対応等を行う。

イメージ

活動内容

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況，受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入の円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

(注) 建設分野においては，受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ，当該法人が協議会構成員となる。

17

リンク集 (14分野について)

- 介護分野 (厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_090117702.html
- ビルクリーニング分野 (厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html
- 製造3分野 (成形材産業分野，産業機械製造業分野，電気・電子情報関連産業分野) (経済産業省ホームページ)
https://www.meti.go.jp/policy/memo_info_service/saikokuizasa/index.html
- 建設分野 (国土交通省ホームページ)
www.mlit.go.jp/totikensanagco/const/totikensanagco_const_tk2_000118.html
- 造船・船用工業分野 (国土交通省ホームページ)
www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr3_000006.html
- 自動車整備分野 (国土交通省ホームページ)
www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html
- 航空分野 (国土交通省ホームページ)
www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html
- 宿泊分野 (観光庁ホームページ)
www.mlit.go.jp/kankohoh/page06_000162.html

○ 特定技能外国人を受け入れる企業等は，特定産業分野の所管省庁が設置する分野ごとの協議会等へ加入する必要があります。

○ 特定産業分野ごとに手続が異なりますので，各分野の所管省庁のウェブページをご覧ください。

○ 出入国在留管理庁のウェブページに各分野の所管省庁のウェブページへのリンクがまとめられていますので，ご参照ください。

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00130.html

3 採用決定後の事務手続

イ 受入のための企業側の要件や特徴的な手続（支援計画、分野別協議会、送出国が定める手続等）

採用決定後の事務手続

各国の送出手続について

送出手続早見表

出典:特定技能総合支援サイト「特定技能ガイドブック～特定技能外国人の雇用を考えている事業者の方へ～」

各国における手続について

二国間の協力覚書を作成した国について、特定技能外国人が特定技能に係る活動を行うに当たり、海外（日本）に渡航して労働を行う場合の当該本国での許可等、本国において必要な手続（送出手続）を含む手続全体の流れについてご案内します（随時更新）。

※2021年1月6日時点

- カンボジアにおける手続
フローチャート【PDF】 [手続の解説【PDF】](#)
- インドネシアにおける手続
フローチャート【PDF】 [手続の解説【PDF】](#) [Q & A【PDF】](#)
- ネパールにおける手続
フローチャート【PDF】 [手続の解説【PDF】](#)
- フィリピンにおける手続
フローチャート【PDF】 [手続の解説【PDF】](#) [Q & A【PDF】](#)
- ミャンマーにおける手続
フローチャート【PDF】 [手続の解説【PDF】](#)
- タイにおける手続
フローチャート【PDF】 [手続の解説【PDF】](#) [Q & A【PDF】](#)
- ベトナムにおける手続
フローチャート【PDF】 [手続の解説【PDF】](#)
- モンゴルにおける手続
フローチャート【PDF】 [手続の解説【PDF】](#) [Q & A【PDF】](#)

在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請における取扱いについて

日本との協力覚書（MOC（※））を作成した国によっては、それぞれの国の国内規定に基づき送出手続を定めており、当該手続を行ったことを証明する書類を発行している場合があります。

MOCにおいて、日本側が特定技能外国人を受入れるに当たり、当該書類を確認することが規定されている国については、在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請（以下「在留申請」といいます。）において当該書類を提出していただく必要があります。そのような国及び提出書類については、下記「1 在留申請の際に提出書類のある国」を御参照ください。

また、MOCにそのような規定がなく、在留申請において当該書類の提出が必要ない国であっても、それぞれの国の国内規定に基づき一定の送出手続が定められている場合があります。これらはあくまで相手国側の送出手続の手続きであって、日本側の在留申請上の手続ではありませんが、そのような国及び送出手続についてもご参考までに掲載しましたので、下記「2 在留申請の際に提出書類は必要ないが、相手国において一定の送出手続が定められている国（参考）」を御参照ください。

○ 特定技能に関する協力覚書を結んだ送り出し国から特定技能外国人を受け入れる場合、在留申請の際に、送り出し国が定める手続きを行ったか証明する書類の提出を求められることがあります。

○ 二国間の協力覚書を作成した国及び各国における手続の詳細については、出入国在留管理庁のウェブページに掲載されていますので、ご参照ください。

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html

3 採用決定後の事務手続

イ 受入のための企業側の要件や特徴的な手続（支援計画，分野別協議会，送出国が定める手続等）

第1 特定技能所属機関	7
第2 登録支援機関	7
第3章 在留資格「特定技能」	8
第1節 「特定技能1号」	8
第2節 「特定技能2号」	9
第3節 複数の特定産業分野の業務に従事する場合の取扱い	10
第4章 特定技能外国人に関する基準	12
第1節 「特定技能1号」	12
第2節 「特定技能2号」	25
第3節 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請時の取扱い	33
第5章 特定技能所属機関に関する基準等	38
第1節 特定技能雇用契約の内容の基準	38
第1 雇用関係に関する事項に関するもの	38
第2 外国人の適正な在留に資するために必要な事項に関するもの	44
第2節 特定技能雇用契約の相手方の基準	46
第1 適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの	47
第2 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの	71
第6章 1号特定技能外国人支援計画に関する基準等	80
第1節 1号特定技能外国人支援計画の作成	80
第2節 1号特定技能外国人支援計画の記載事項	81
第3節 1号特定技能外国人支援計画の基準	83
第4節 1号特定技能外国人支援計画の登録支援機関への委託	85
第7章 特定技能所属機関に関する届出	87
第1節 特定技能雇用契約に関する届出	87
第1 契約変更の届出	87
第2 契約終了の届出	90

○ 動画で紹介した以外の手続等については、出入国在留管理庁が公表している「特定技能外国人受入れに関する運用要領」や「特定技能ガイドブック」に掲載されていますので、ご参照ください。

出入国在留管理庁

「技能外国人受入れに関する運用要領」

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004944.pdf>

「特定技能ガイドブック」

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006033.pdf>

3 雇用における注意点

特定技能外国人を受け入れるためには、省令等で定められた基準を満たす必要があります。

特定技能制度の特徴の一つとして、受入れ機関は、雇用した1号特定技能外国人に対して日本で生活するために各種支援を実施する義務があります。

特定技能外国人を受け入れた後も、受入れ機関の義務を確実に履行することが求められます。

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

(1) 外国人と結ぶ雇用契約が適切であること

- 特定技能外国人の報酬の額や労働時間などが日本人と同等以上 etc...

(2) 受入れ機関自体が適切であること

- 法令等を遵守し「禁錮以上の刑に処せられた者」などの欠格事由に該当しないこと
- 保証金の徴収や違約金契約を締結していないこと etc...

(3) 外国人を支援する体制があること

(4) 外国人を支援する計画が適切であること

3 採用決定後の事務手続

ウ 提出書類の概要

採用決定後の事務手続

- 申請書 (外国人、受入れ機関がそれぞれ作成するものがある)
- 外国人の技能水準、日本語水準に関する書類
- 労働条件に関する書類
- 労働保険・社会保険・税に関する書類 (外国人、受入れ機関がそれぞれ準備するものがある)
- 特定技能(1号)の外国人の支援に関する書類

提出書類

- ※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです。
 - ※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。
なお、各分野の技能試験及び日本語試験の合格証明書については、有効期限内のものを提出してください。
 - ※ 原則として申請書を含む提出書類への押印は不要です。
押印が不要な参考様式については[こちら](#)をご覧ください。
 - ※ 全てのPDF及びEXCELは別ウィンドウで開きます。
- 1 在留資格認定申請書交付申請書 (PDF形式) (EXCEL形式) 1通
※ 地方出入国在留管理官署においても、用紙を用意しています。
 - 2 写真 (縦4cm×横3cm) 1枚
※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
 - 3 返信用封筒 (定形封筒に宛名及び宛先を明記の上、404円分の切手(簡易書留用)を貼付したもの) 1通
 - 4 その他 以下の「特定技能外国人の在留申請に係る提出書類一覧・確認表」をよくご確認いただき、必要な書類を提出してください。
※ 下記のいずれにもあてはまらない場合や、不明な点がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署・支局(空港支局を除く)までご相談ください。

特定技能外国人の在留申請に係る提出書類一覧・確認表

新様式(令和3年2月19日以降) 各種様式については[こちら](#)
※申請には、下表の(1)から(3)までの表に掲載された書類が必要です。

(1)申請人に関する 必要書類	(2)所属機関に関する 必要書類		(3)分野に関する 必要書類
第1表 (表紙を含む。)	<法人の場合> 第2表の1	<個人事業主の場合> 第2表の2	第3表の1～14
[PDF] [Excel]	[PDF] [Excel]	[PDF] [Excel]	介護 [PDF] [Excel] ビルクリーニング [PDF] [Excel] 素材材産業 [PDF] [Excel] 産業機械製造業 [PDF] [Excel] 電気・電子情報関連産業 [PDF] [Excel] 建設 [PDF] [Excel] 造船・船用工業 [PDF] [Excel] 自動車整備 [PDF] [Excel] 航空 [PDF] [Excel]

○ 外国人の方が在留資格「特定技能」の許可を受けるためには、大まかに左のように分類される書類が必要です(状況によって、必要となる書類がことなります)。

○ 出入国在留管理庁のウェブページに、提出する書類を整理した「提出書類一覧表・確認表」が掲載されています。次のURLから自社の状況に応じた必要な書類の確認ができます。

※令和3年2月19日、申請書類の簡素化に伴い新様式に改正されています。既に申請書類の作成中の場合など、当分の間は、旧様式での申請も可能です。

これから日本に入国される外国人の方を採用する場合

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00196.html

すでに日本に在留している外国人の方で、特定技能への移行を希望している方を採用する場合

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

3 採用決定後の事務手続

ウ 提出書類の概要

【特定技能外国人の在留諸申請に関するもの】

参考様式	様式名	様式
第1-2号	技能実習生に関する評価調査	【EXCEL】 【PDF】 【記載例】
第1-3号	健康診断個人票 (別紙「受診者の申告書」を含む。)	【WORD】 【PDF】
第1-4号	特定技能外国人の報酬に関する説明書	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-5号	特定技能雇用契約書	【WORD】 【PDF】
第1-6号	雇用条件書 (別紙「賃金の支払」を含む。)	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-9号	徴収費用の説明書	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-10号	技能移転に係る申告書	【WORD】 【PDF】
第1-11号	特定技能所属機関概要書	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-12号	派遣計画書	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-13号	就業条件明示書	【EXCEL】 【PDF】 【記載例】
第1-14号	派遣先の概要書(農業分野)	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-15号	派遣先の概要書(漁業分野)	【WORD】 【PDF】
第1-16号	雇用の経緯に係る説明書	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-17号	1号特定技能外国人支援計画書	【EXCEL】 【PDF】 【記載例】
第1-20号	支援責任者の履歴書	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-22号	支援担当者の履歴書	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-23号	特定技能所属機関の役員に関する誓約書	【WORD】 【PDF】
第1-25号	登録支援機関との支援委託契約に関する説明書	【WORD】 【PDF】 【記載例】
第1-26号	公的義務履行に関する誓約書	【WORD】 【PDF】
第1-27号	公的義務履行に関する説明書	【WORD】 【PDF】
第1-28号	新型コロナウイルスの影響に関する申立書	【WORD】 【PDF】

○ 一部の書類は、出入国在留管理庁のウェブページに「記載例」が掲載されているものもありますので、「記載例」を参考にして作成が可能です。

(次のURLを参照ください。)

http://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/10_00020.html

○ 一般的な要件などは、作成前に広島県行政書士会に無料で相談することもできますので、受入れに向けた検討・取組においてご活用ください。